

富山地方裁判所高岡支部では、次の売却スケジュールの入札から新しい制度が適用されます。

非農地：令和2年 6月17日入札開始分から
農地：令和2年12月 2日入札開始分から

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

非農地は令和2年 6月17日入札開始分から
農地は令和2年12月 2日入札開始分から
入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要なになります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

富山地方裁判所高岡支部執行官室 ☎0766-23-8338

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月11日

富山地方裁判所高岡支部執行係

裁判所書記官 谷 口 莉衣子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 7月10日 午前 8時30分から 令和 6年 7月17日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 7月24日 午前10時00分 場 所 富山地方裁判所高岡支部開札場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 8月22日 午前10時30分 場 所 富山地方裁判所高岡支部執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 7月25日 午前 9時00分から 令和 6年 9月13日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月11日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和3年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1☆	460,000 368,000		92,000	8,852	0
備考	上記売却基準価額は、民事執行規則30条の3第1項の規定により変更したものである。				

物 件 目 録

☆1 所 在 高岡市戸出字度々御酒
地 番 1445番2
地 目 田
地 積 208平方メートル
(現況)
地 目 畑

物 件 明 細 書

令和 4年 3月23日

富山地方裁判所高岡支部執行係

裁判所書記官 本 保 大 地

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 高岡市戸出字度々御酒
地 番 1 4 4 5 番 2
地 目 田
地 積 2 0 8 平方メートル
(現況)
地 目 畑

令和 3年(又)第 15号
令和 3年10月 6日受理
令和 3年12月 8日提出

現況調査報告書（物件1）

富山地方裁判所高岡支部

執行官 若 林 信 之 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 高岡市戸出字度々御酒 |
| | 地 番 | 1 4 4 5 番 2 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 2 0 8 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件 1
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地 (物件) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件) <input checked="" type="checkbox"/> 農地 (物件 1) <input type="checkbox"/> 雑種地 (物件) <input type="checkbox"/> 山林 (物件) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地概略図のとおり
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が農地 (畑) の状態で占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日]
建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 本件土地（物件1）につき、高岡市農業委員会の回答内容は次のとおりである。
 - (1) 現地調査年月日：令和3年10月11日
 - (2) 現況地目：農地
 - (3) 転用許可等の有無とその内容：無
 - (4) 賃借権等の権利の設定に関する許可等に関する事項：無
 - (5) その他参考事項：市街化区域
 - (6) 買受適格証明書の要否：要（農地法3条又は5条）

- 2 本件土地につき、賦課金に関する高岡市土地改良区の回答内容は次のとおりである。
 - (1) 令和3年度の経常賦課金：年額金414円
 - (2) 滞納額の有無：無

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ <input type="checkbox"/> A (所有者の夫)	(令和3年10月28日に聴取した。) 1 本件土地(物件1)に占有者がいるかどうかについて、私は詳しいことは分かりません。
■ 前占有者 (近隣の住民)	(令和3年11月4日に聴取した。) 1 本件土地は、雑草が生えるくらいならということで、私を含めた近隣の住民3人が借りて畑をしていました。 2 本件土地の前の共有者だった <input type="checkbox"/> Bさんが亡くなって、私ともう一人の占有者は畑をすることを止めていましたが、残ったもう一人も、裁判所から調査に来ていることを知り、畑を止めることになりました。今、本件土地上にあるネットやゴミ入れを片付けています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

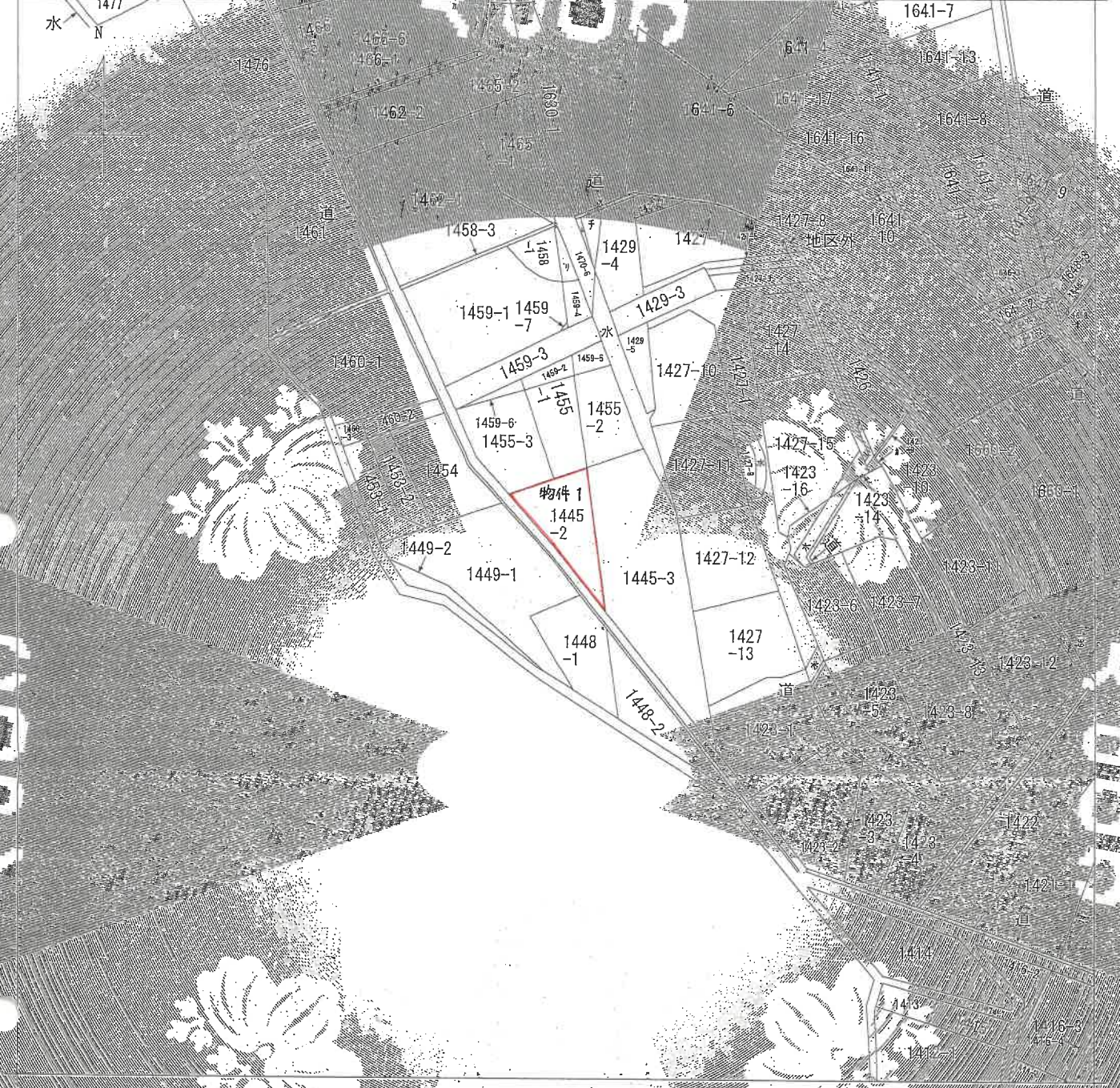
- 1 本件物件の状況は、別紙公図、土地概略図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件物件は、富山県高岡市戸出字度々御酒所在の農地（登記上の地目：田，現況地目：畑，物件1，以下「本件土地」という。）である。本件土地の形状は、三角形になっている。
- 3 本件土地は、現況畑になっている。これまでは、近隣の住民3人が耕作して占有していたが、現時点では耕作を終了している。したがって、本件土地は、所有者 が、農地として占有しているものと判断した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
3年10月6日(水)	当庁	共有者に連絡文書送付(郵送)
3年10月7日(木) 11:17-11:42	富山地方法務局高岡支局	登記事項要約書の申請
3年10月7日(木) 12:43-12:49	物件所在地	現場所在確認, 写真撮影
3年10月7日(木)	当庁	高岡市農業委員会に照会書送付(郵送)
3年10月25日(月)	当庁	高岡市土地改良区に照会書送付(郵送)
3年10月28日(木) 14:55-15:05	本件競売事件の物件8の建物	所有者の夫から聴取(面談)
3年11月4日(木) 10:35-10:44 11:08-11:13	物件所在地	立入調査, 写真撮影, 前占有者から聴取(面談)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 3年11月 4日 評価人同行</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

1648-4 1409-1 1462-2 1462-3 1455-2 1455-3 1455-4 1455-5 1455-6 1455-7 1455-8 1455-9 1455-10 1455-11 1455-12 1455-13 1455-14 1455-15 1455-16 1455-17 1455-18 1455-19 1455-20 1455-21 1455-22 1455-23 1455-24 1455-25 1455-26 1455-27 1455-28 1455-29 1455-30 1455-31 1455-32 1455-33 1455-34 1455-35 1455-36 1455-37 1455-38 1455-39 1455-40 1455-41 1455-42 1455-43 1455-44 1455-45 1455-46 1455-47 1455-48 1455-49 1455-50 1455-51 1455-52 1455-53 1455-54 1455-55 1455-56 1455-57 1455-58 1455-59 1455-60 1455-61 1455-62 1455-63 1455-64 1455-65 1455-66 1455-67 1455-68 1455-69 1455-70 1455-71 1455-72 1455-73 1455-74 1455-75 1455-76 1455-77 1455-78 1455-79 1455-80 1455-81 1455-82 1455-83 1455-84 1455-85 1455-86 1455-87 1455-88 1455-89 1455-90 1455-91 1455-92 1455-93 1455-94 1455-95 1455-96 1455-97 1455-98 1455-99 1455-100



本図面に示す図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これを代用として備え付けられたものであり、土地の区画が不明瞭な図面です。

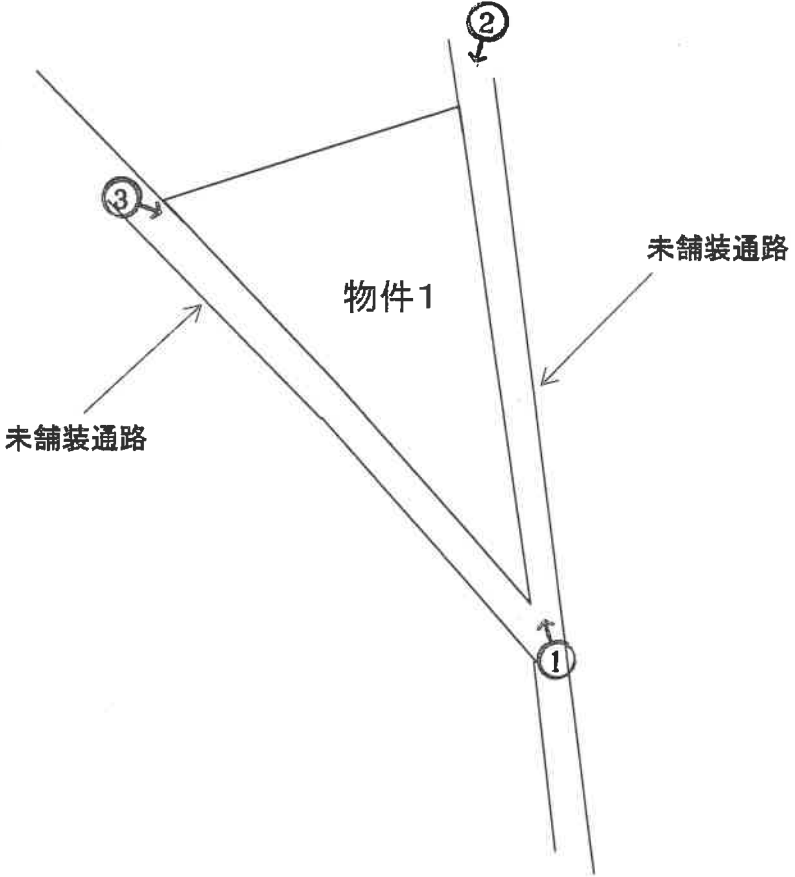
地区区画見聞

請求	所在	品目	出度	御座	地番	1445番2
縮小	不明	地区	不明	不明	分類	地区区画見聞
作成年月日						

これは地図に準ずる図面(記録各紙等)の内容を証明する旨である。
 (富山地方法務局高岡支局管轄)
 令和3年7月27日
 名古屋法務局

A4判に縮小

土地概略図



- 1. 上記メートルは概測である。
- 2. 境界も隣地立会によるものではなく、公図等の位置から推定したものであり境界を保証するものではない。

↑ 写真撮影の位置、方向
○ 及びその番号を示す

物件1(現況:畑)



写真1

物件1



写真2

物件1



写真3

令和3年(又)第15号
令和3年11月4日現地調査
令和3年12月10日評価

富山地方裁判所高岡支部 御中

評 価 書

【物件1】

評価人

不動産鑑定士

服部 恵子

第1 評価額

評 価 額	
物件 1 (土地)	金930,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	富山県高岡市戸出字度々御酒 1445番2 田 208m ²	畑
番号	特 記 事 項		
	・その他、現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通		JR城端線「戸出」駅の北西方・道路距離約1100m	
付近の状況		一般住宅の中に農地も見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)		都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率(指定) 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% なし なし
画地条件	面積 形状 地勢	208㎡ (公簿数量を採用) 間口約18m、奥行約26mの不整形 ほぼ平坦地	
接面道路の状況		接道無(未舗装通路(用水の一部)に接面)	
土地の利用状況等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況畑 ・ 周辺の土地利用は住宅、水路である。 ・ 三方をブロック塀及び水路で囲われており概ね明瞭である。 	
供給処理施設		上水道 : なし 下水道 : なし ガス配管 : なし	
土壌汚染等の状況		土壌汚染の可能性について調査したところ、過去の住宅地図等により、昭和45年頃は農地であったと推測される。	
埋蔵文化財包蔵地の指定状況		埋蔵文化財包蔵の指定はない。 (富山GISサイトにより調査)	
特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条又は第5条買受適格証明要 ・ 経常賦課金及び利用者については現況調査報告書の通り。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1(土地)

目的物件の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格差 イ	地積 (m ²) ウ	建付減価 エ	更地又は建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	27,400	0.34	208	1.00	1,940,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

採用した公示価格等 高岡(県)-15

公示価格等 ①	時点修正 ②	標準化補正 ③	地域格差 ④	標準画地価格 ①×②×③×④
27,800円/m ²	$\frac{99.4}{100}$	$\frac{100}{101}$	$\frac{100}{100}$	27,400円/m ² (端数整理)

時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正: 方位 北東 1.0 … 1.01

地域格差: 相乗積(内訳下記) … 1.00

街路 0.0	環境 0.0	その他 0.0
接近 0.0	行政 0.0	

イ 個別格差: 相乗積(内訳下記) … 0.34

街路 -40.0	地目等 0.0	地勢 -20.0
形状 -30.0	規模 0.0	その他 0.0

ウ 地積: 登記数量による。

エ 建付減価: 更地であり建付減価補正は不要と判定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については、あれば土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,940,000	法定地上権	0

イ 土地利用権等割合: 土地利用権等を不要と判定。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1オ) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算(円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,940,000	0		0.8	0.6	930,000
一括価格(合計)						930,000

ウ 占有減価修正: 特にない。

エ 市場性修正: この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分に考慮したが、更なる市場性修正が必要と判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正: 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 高岡(県)-15
 所 在: 高岡市戸出町3丁目1288番1外
 価 格: 27,800円/m²
 位 置: JR城端線「戸出」駅より650m
 価格時点: 令和3年7月1日
 地 積: 270m²
 供給処理施設: 水道、下水
 接面道路: 北東側8.8m県道
 用途地域等: 第一種中高層住居専用地域(60,200)
 現 況: 住宅兼診療所
 地域の概要: 一般住宅のほかにアパート、医院等が混在する住宅地域

第7 附属資料

対象不動産位置図 ㈱刊広社デジタル住宅地図
 付近案内図 ㈱刊広社デジタル住宅地図
 公図写(縮小実施)
 現況写真

以上